

令和7年度
「北海道就業支援センター事業」及び
「多様な人材の安定就業促進事業」委託業務
落札者決定基準

令和7年2月19日

北海道経済部労働政策局雇用労政課

1 落札者決定基準の位置付け

この落札者決定基準は、北海道が実施する令和7年度「北海道就業支援センター事業」及び「多様な人材の安定就業促進事業」委託業務（以下、「業務」という。）の総合評価一般競争入札に係る申込みをした者のうち、価格その他の条件が最も有利なものを決定するための基準を示すものである。

2 総合評価による落札者の決定方法

入札書に記載された業務の入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者のうち、入札価格に係る評価点（以下「価格評価点」という。）と入札価格以外の要素に係る評価点（以下「技術評価点」という。）を合計して得た数値が最も高い入札者（以下「最も有利な入札者」という。）を落札者とする。

この場合において、最も有利な入札者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。なお、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ、落札者を決定する。

3 価格評価点

価格評価点は、入札価格を予定価格で除して得た値を1から減じた値に、価格評価点の配分得点を乗じて得た数値（小数点第3位を四捨五入して、小数点第2位止めとする。）とする。

$$\text{価格評価点} = \left(1 - \frac{\text{入札価格}}{\text{予定価格}} \right) \times \text{価格評価点の配分得点}$$

4 技術評価点

技術評価点は、令和7年度「北海道就業支援センター事業」及び「多様な人材の安定就業促進事業」委託業務評価項目、評価基準及び配点」（以下「評価基準」という。）に基づき、評価基準に記載する評価項目毎に5に定めるところにより評価を行い、各評価項目の得点を合計して得た数値とする。

5 技術評価点の評価方法

(1) 書面審査において、道施策との適合性（「北海道働き方改革推進企業認定制度」「障がい者雇用」及び「パートナーシップ構築宣言」に関する事項（配点20点））に関する評価項目が具備されているか否かを判定し、これを満たしている者には評価基準に示す点数の範囲内で加点する。

2次評価（プレゼン）においては、更に優れた提案が行われたと判定する場合に、その提案内容に応じて評価基準に示す点数の範囲内で加点する。

(2) (1)の評価は、道が設置した令和7年度「北海道就業支援センター事業」及び「多様な人材の安定就業促進事業」委託業務における総合評価審査会において審査する。

(3) 技術評価点は、総合評価審査会の各構成員の採点の平均点をもってその得点とする。

ただし、各委員による平均審査点（道施策との適合性（「北海道働き方改革推進企業認定制度」「障がい者雇用」及び「パートナーシップ構築宣言」）に関する事項）に対する審査点を除く）が下記8（2）ウに定める最低合格点に達しない場合は失格とする。

6 価格評価点と技術評価点の配分得点

価格評価点と技術評価点の配分得点は次のとおりとする。

なお、価格評価点と技術評価点の得点の配分については、要求する技術等の要素により当該業務の成果が大きく影響されることから、技術評価点に重点を置いた総合評価を行うこととし、その配分割合は、価格評価点：技術評価点 = 1：3 とする。

区分	価格評価点の配分得点	技術評価点の配分得点	合計
配点	50点	150点	200点

7 令和7年度「北海道就業支援センター事業」及び「多様な人材の安定就業促進事業」委託業務 技術評価項目、評価基準及び配点

評価項目	評価基準	配点	
提案者の	ア 提案者の事業内容及び実績から見て受託能力があるか	10	20

適格性	イ 各業務を実施するための体制は適切か（センター＋地方拠点）	10	
企画提案内容の目的適合性	ア 事業実施の目的及び背景を十分理解し、明確なコンセプトの元に各業務内容が提案されているか	20	80
	イ 求職者等に対する就業・再就職・職場定着支援内容は適切か	20	
	ウ 企業に対する支援内容は適切か	20	
	エ 地域活性化雇用創造プロジェクト事業に係る業務内容は適切かつ、良質で安定的な正社員雇用の創出及び定着が図られるものか	20	
業務遂行方法の妥当性	ア センターの維持管理を適切に行い、利用者の利便性向上及び安全性の確保（個人情報保護）について、適切な配慮がなされているか	10	40
	イ 行政・教育機関や産業界など、関係機関との連携方法は適切か	15	
	ウ 施設利用促進のための広報について、効果的な方法となっているか。	15	
道施策との適合性（「北海道働き方改革推進企業認定制度」「障がい者雇用」及び「パートナーシップ構築宣言」に関する事項）	ア 「北海道働き方改革認定制度」における4つの認定グレード（ゴールド認定、シルバー認定、ブロンズ認定、ホワイト認定）のいずれかに該当しているか。	ゴールド：4 シルバー：3 ブロンズ：2 ホワイト：1	10
	イ 「北海道働き方改革認定制度」における4つの認定グレード（ゴールド認定、シルバー認定、ブロンズ認定、ホワイト認定）のいずれかに該当し、同制度の評価基準にある「障がい者就労支援企業認定制度」（保健福祉部障がい者保健福祉課実施）の一定以上の認証ポイントを獲得しているか。	大企業： 4ポイント以上 1点 中小企業： 4ポイント以上 1点	
	ウ 国が実施している「パートナーシップ構築宣言」を宣言しているか。	5	

8 審査基準

(1) 採点基準

採点基準		大変優れている	優れている	標準的である	やや劣っている	劣っている
点数	配点 20点	20点	14点	10点	6点	0点
	配点 15点	15点	11点	8点	4点	0点
	配点 10点	10点	7点	5点	3点	2点

(2) 配点等

次のとおりとする。

ア 評価合計点・・・各評価項目の合計点

イ 審査基準点・・・各評価項目の「標準的である」の合計点

ウ 最低合格点・・・審査基準点の合計点

なお、評価項目別の最低基準点は設けない。

評価項目	評価合計点	審査基準点	最低合格点
提案者の適格性	20点	10点	71点
企画提案内容の目的適合性	80点	40点	
業務遂行方法の妥当性	40点	21点	
道施策との適合性	10点	—	—